

高齢者虐待防止対応マニュアル

平成 29 年 4 月改訂
村上市

目 次

高齢者虐待の定義	
1 高齢者虐待の定義について	1
高齢者虐待対応の全体像	
1 介入の根拠となる法律や規定等	4
2 高齢者虐待への対応の流れ	5
気づき・発見	7
通報・相談	10
状況判断と対応方針	
1 状況判断	11
2 対応方針	15
支援の展開	
1 支援に当たっての留意点	19
2 被虐待高齢者への支援	20
3 家族（介護者、虐待者を含む）への支援	21
4 面接について	24
役割とネットワーク	
1 地域における関係機関に期待される役割	26
2 高齢者虐待防止ネットワークの構築	27
高齢者虐待を予防するために	
1 発生予防・早期発見のための取り組み	29
養介護施設従事者等による虐待について	
1 定義・事例	30
2 養介護施設従事者等による虐待への対応	31
3 身体拘束の取扱いについて	33
4 虐待防止に向けて	34
資料編	
関係機関一覧	36
成年後見制度について	38
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	42
高齢者虐待相談受付票	49
高齢者虐待調査票	50
高齢者虐待リスクアセスメントシート	52

高齢者虐待の定義

【ポイント】

- 高齢者虐待は、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に分類され、市では身体的虐待、介護・世話の放棄・放任が多い。
- 虐待の被害者は、女性や75歳以上の高齢者、認知症高齢者に多く、高齢者本人と同居している者が虐待しており、より弱い者に虐待が向けられている傾向がある。
- 被虐待者のほとんどが何らかの認知症を有し、虐待の対象は、比較的軽度の認知症状を有する高齢者の割合が高くなっている。
- 虐待の要因は、認知症や介護ストレスと強い関連を示している。

1 高齢者虐待の定義について

(1) 高齢者虐待防止法の成立

平成17年11月1日「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立し、平成18年4月1日から施行されています。（法律条文はP42参照）

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「養護者（介護をする家族等）による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の2つに分けて定義しています。

なお、同法が規定する「養介護施設従事者等」には、介護保険施設や居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業など、高齢者の生活支援に関する様々なサービスに従事する者を含みます。

高齢者とは65歳以上の人で、高齢者虐待の定義についても、身体的虐待 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト） 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待の5分類で定義されました。

(2) 高齢者虐待に関連して対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法で定められた高齢者虐待の定義をより広い意味で捉えると、「高齢者が他者からの不適切なかかわりによって、権利利益が侵害され、生命や心身又は生活に何らかの支障を来している状況又はその行為」と考えられます。

介護保険法では、市町村が地域支援事業において「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を行う事業」を実施することを義務づけています。

このため市は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されたりするなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

【高齢者とは】

65 歳以上の人を指します

【 誰 が 】

養護者 = 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等

養介護施設従事者等 = 老人福祉法及び介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人

【次の行為は「虐待」となります】

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>「高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」</p> <p><ポイント> 高齢者が痛みを感じたかを問うのではなく、高齢者に対して外形的な行為がなされたかどうかで判断します。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる。 ・ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる、身体拘束、抑制をする。 ・刃物を持ち出して脅かす。
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	<p>「高齢者を衰弱させるような著しい減食、長期間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること」</p> <p><ポイント> オムツを1回交換しなかったから = 虐待というわけではありません。その状態が続くことで、高齢者の身体が不衛生になれば虐待に当たります。ネグレクトは養護者が意図的に行っているかどうかは関係なく、結果的に高齢者の身体・精神の状態が悪化すれば虐待と考えます。また、養護者の介護知識や技術が不十分なために、虐待となっている場合がありますので注意が必要です。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題になっている、皮膚が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続く。または脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する。 ・同居人による身体的虐待、心理的虐待等と同様の行為を放置する。

区分	内容と具体例
心理的虐待	<p>「高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」</p> <p><ポイント> この虐待は、高齢者に対し精神的苦痛を与えているかが判断のポイントですので、お互い暴言を言い合っても、十分なコミュニケーションが取れている状態であればそれほど問題ではありません。しかし、高齢者が言い返せないように行われたり、高齢者1人に対して大勢で行われたりする場合は虐待と考えられます。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等を嘲笑する、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子供のように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。
性的虐待	<p>「高齢者にわいせつな行為をすることまたは高齢者にわいせつな行為をさせること」</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
経済的虐待	<p>「養護者または高齢者の親族が高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること」</p> <p><ポイント> この虐待は養護者の他、高齢者の親族（例えば別居の家族）も対象となりますので、注意が必要です。</p> <p>家族が管理すること自体は決して悪いことではありません。しかし、本人の利益や意思に反してまでの勝手な管理は虐待となりうるのです。</p> <p><具体例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。

(参考) 財団法人医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」平成15年度
東京司法書士会「地域包括支援事業支援対策委員会だより VOL.3」

注意すべきは「高齢者虐待」が起こる背景です。起こる背景には、養護者の介護疲れ、養護者自身の経済的困窮、養護する者とされる者が共に高齢者である老老介護、相談相手が身近にいないという社会環境など、多くの要因が考えられます。

高齢者虐待対応の全体像

【ポイント】

- 高齢者虐待防止法で、虐待の定義や通報義務・立入調査等が規定されている。
- 村上市地域包括支援センターが高齢者虐待に関する相談窓口となる。
(P6 高齢者虐待対応フローチャートを参照)
- 高齢者虐待が疑われる場合は、コアメンバーによる緊急性の判断、事実確認等を行い、必要に応じて虐待対応ケア会議を開催し、対応していく。

1 介入の根拠となる法律や規定等

高齢者虐待防止法では、虐待を受けた高齢者を迅速かつ適切に保護し、また介護を行う側の家族等を支援するため、市町村をはじめ、国、都道府県、国民、保健・医療・福祉関係者それぞれの責務が明確に位置づけられました。虐待の定義や通報の義務、立入調査や連携協力体制及び罰則等が規定され、法的な裏付けのもと、市においても支援体制整備が求められています。

また平成 18 年の介護保険制度改正の中で新たに創設された「地域包括支援センター」に、高齢者虐待に関しての対応が加えられました。

老人福祉法においても、高齢者の実情把握、情報提供、相談、調査、指導については、市町村の設置する福祉事務所の役割として規定しています。

平成 12 年の介護保険法施行から、介護サービスの仕組みは「措置から契約」に移行し、「介護の社会化」が進んでいます。同年には成年後見制度が施行され、認知症高齢者や知的及び精神障がい者など判断能力が不十分な方のための権利擁護の仕組みが作られました。そして身寄りがない人などのために、成年後見等の開始審判の市町村長申立てが制度化されています。

日常生活自立支援事業は、成年後見制度を補完する役割として、社会福祉協議会によって行われています。認知症高齢者などの判断能力が不十分な方や、日常生活に不安のある方のために、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行い、地域社会で自立した生活が送れるよう支援する制度です。

以上のような法的根拠や規定に基づき、高齢者虐待問題に対応していくことになります。

2 高齢者虐待への対応の流れ（養護者による高齢者虐待の場合）

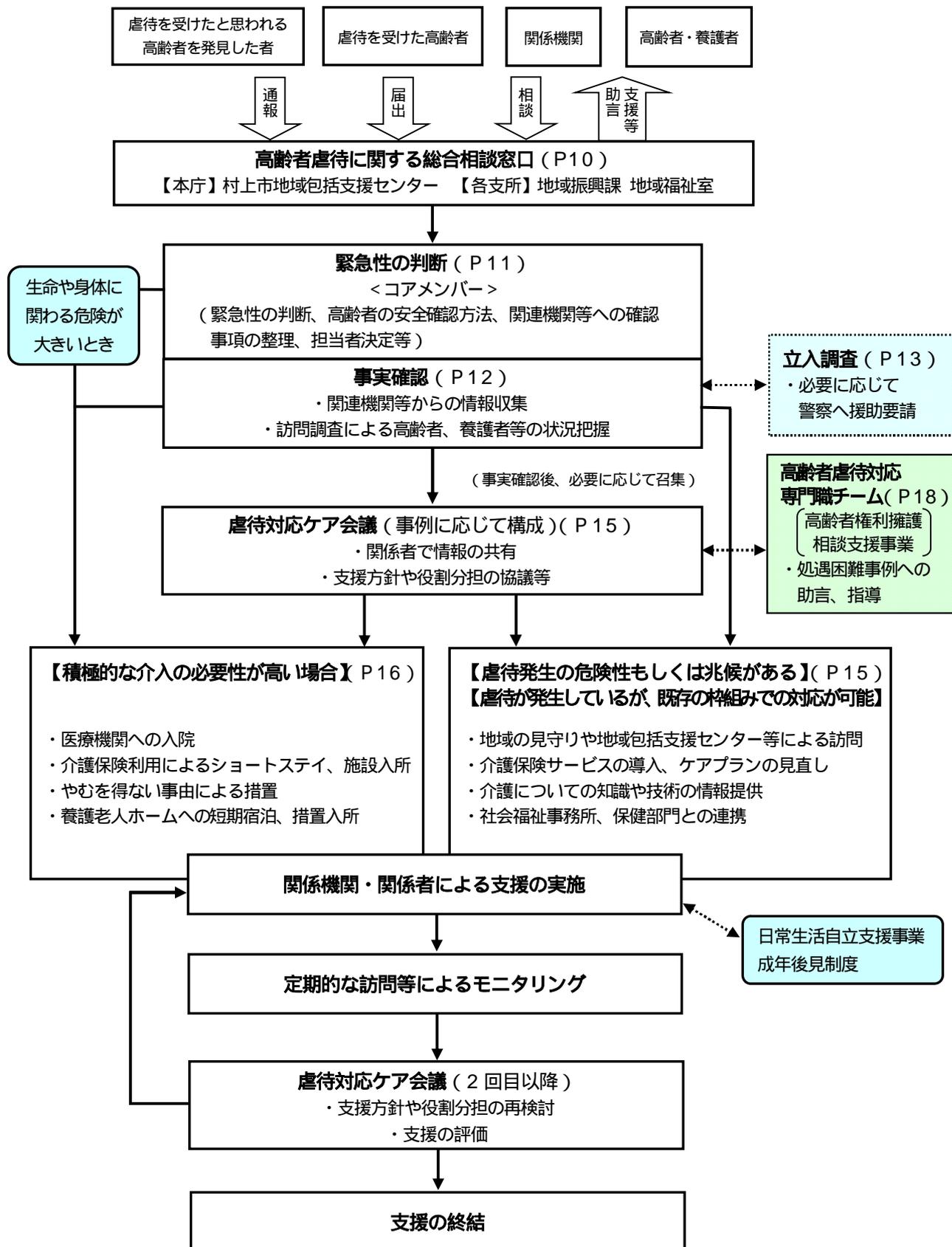
村上市の虐待対応では、「高齢者虐待対応フローチャート」のように、村上市地域包括支援センターが総合相談窓口となります。そして地域包括支援センターが高齢者虐待防止ネットワークの中心となり、高齢者虐待の通報・相談があった場合は必要に応じて関係者（メンバー）を集め、虐待対応ケア会議（事例分析）を開催します。

- (1) 気づき・発見
- (2) 通報・相談の受付
 - 本人、家族からの相談
 - 近隣住民や民生委員からの相談
 - 医療機関からの相談
 - ケアマネジャーや介護サービス事業者からの相談
 - 介護保険の認定調査員からの相談
 - 保健師の訪問から
 - 地域包括支援センターの実態把握から
 - など
- (3) 状況判断（市と地域包括支援センターによる）
 - 緊急性の判断
 - 事実確認
- (4) 虐待対応ケア会議の開催
 - チームメンバーの確認
 - メンバー間でアセスメント情報共有
 - 支援方針・目標の共有
 - 役割の明確化
 - モニタリングや再アセスメント時期の確認
- (5) 関係機関・関係者による支援の実施
 - 【虐待発生の危険性もしくは兆候がある】
 - 【虐待が発生しているが、既存の枠組みでの対応が可能】
 - 地域での見守りや地域包括支援センター等による訪問
 - 介護保険サービスの導入・ケアプランの見直し
 - 介護についての知識や技術の情報提供
 - 社会福祉事務所、保健部門との連携
 - 【積極的な介入の必要性が高い場合】
 - 医療機関への一時入院
 - 介護保険利用によるショートステイ・施設入所
 - やむを得ない事由による措置
 - （短期入所生活介護の利用、特別養護老人ホームへの入所等）
 - 養護老人ホームへの短期宿泊・措置入所
- (6) 定期的な訪問等によるモニタリング
- (7) 支援の終結

(4)(5)(6)を行ったり来たりすることが想定されます。

高齢者虐待対応フローチャート

(養護者による高齢者虐待への対応)



気づき・発見

【ポイント】

○気づきの視点を身につけましょう。(高齢者虐待発見チェックリストを参照)

あなたの身近にこんなことはありませんか？

- ・高齢者が「怖いから家にいたくない」「自由に使えるお金がない」と訴えていませんか？
- ・身体に傷やあざを見つけることはありませんか？
- ・急に外出が少なくなった高齢者はいませんか？
- ・汚れたままの衣類を着ている、身体から異臭がする高齢者はいませんか？
- ・家族から介護の辛さを訴えられることはありませんか？
- ・保健・福祉関係者と話をする、援助を受けることを躊躇している家族はいませんか？
- ・住居がきわめて不衛生になっているお宅はありませんか？
- ・近所付き合いが少なく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられるお宅はありませんか？
- ・医師への受診や入院の勧めを拒否している家族はいませんか？
- ・高齢者の悲鳴や家族の怒鳴り声、物が投げられる音の家から聞こえてくることはありませんか？

こんなことが「気づき」を難しくしています

虐待を受けている高齢者が

- ・波風を立てたくなく、他人に話すことをためらっている。
- ・介護してもらっているからと、家族等に遠慮して、言い出せない。
- ・身内の恥だと思い、口外しない。
- ・認知症のために、うまく意思表示できない。

虐待をしている人が

- ・高齢者を励ますつもりでやっているなど、不適切だと思っていない。

周囲の人々が

- ・家庭を「聖域」と捉え、家族間の問題には関与できないと考えている。

「高齢者虐待」は身近に起こりうる問題です。虐待を早期に発見し問題の深刻化を防ぐためには、近隣住民をはじめ、地域組織、介護保険サービス事業者など高齢者を取り巻く関係者の『気づき』が大切です。

高齢者が、不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合の例を次ページに示します。虐待事例の発見には、このようなチェックリストを利用することも有効です。

高齢者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の『サイン』として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは例示ですので、この他にも様々な『サイン』があることを認識しておく必要があります。

【被虐待者に共通して見られるサイン】

チェック欄	サイン例
	通常的生活行動に不自然な変化が見られる。
	急におびえたり、恐ろしがったりする。
	人目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。
	医師や保健・福祉の関係者に話すこと、援助を受けることをためらう。
	医師や保健・福祉の関係者に対する話の内容がしばしば変化する。
	睡眠障害が見られる。
	不自然な体重の増減がある。
	物事や自分の周囲に関して、極度に無関心になる。
	強い無力感、あきらめ、投げやりな態度等が見られる。

【身体的虐待のサイン】

	身体に小さなキズが頻繁に見られる。
	大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみずばれが見られる。
	回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。
	頭、顔、頭皮等にキズがある。
	でん部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。
	「怖いから家にいたくない」等の訴えがある。
	キズやあざの説明のつじつまが合わない。

【心理的虐待のサイン】

	かきむしり、噛み付き、ゆすり等が見られる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。
	身体を萎縮させる。
	おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状が見られる。
	食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）が見られる。
	自傷行為が見られる。

【性的虐待のサイン】

	不自然な歩行や座位保持の困難が見られる。
	肛門や性器からの出血やキズが見られる。
	性器の痛み、かゆみを訴える。

【経済的虐待のサイン】

	年金や財産収入等があることは明白なのにもかかわらず、お金がないと訴える。
	自由に使えるお金がないと訴える。
	経済的に困っていないのに、利用負担のあるサービスを利用したがない。
	お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。
	資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。
	預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。

【ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン（自己放任も含む）】

	居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている、また異臭を放っている。
	部屋に衣類やオムツ等が散乱している。
	寝具や衣服が汚れたままの場合が多くなる。
	汚れたままの下着を身につけるようになる。
	かなりのじょくそう（床ずれ）ができている。
	身体からかなりの異臭がするようになってきている。
	適度な食事を準備されていない。
	不自然に空腹を訴える場面が増えてきている。
	栄養失調の状態にある。
	疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。

【セルフネグレクト（自己放任）のサイン】

	昼間でも雨戸（カーテン）が閉まっている。
	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納したりしている。
	配食サービス等の食事がとられていない。
	薬や届けた物が放置されている。
	何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度が見られる。
	室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫が湧いている状態である。

【養護者の態度に見られるサイン】

	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さが見られる。
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしば見られる。
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりが見られる。
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。
	保健・福祉の関係者と会うのを嫌うようになる。

【地域からのサイン】

	自宅から高齢者本人や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音が聞こえる。
	庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、壁のペンキがはげている、ゴミが捨てられている）を示している。
	郵便受けや玄関先等が、一週間前の手紙や新聞でいっぱいになっていたり、電気メーターがまわってなかったりする。
	天気が悪くても、高齢者が長時間、外にいる姿がしばしば見られる。
	家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊していたりする。

通報・相談

【ポイント】

- 「あれ?」「おや?」と思ったら、まず相談すること。
- 一人で悩まない、抱え込まないことが大切。
- 市（地域包括支援センター）では、誰からの通報か分からないように対応していく。

発見したらどこへ知らせればいいのか？

高齢者虐待に関する村上市の総合相談窓口 村上市地域包括支援センター

村上市役所（本庁）介護高齢課・村上市地域包括支援センター

代表 ☎0254 - 53 - 2111（内線 365・366・391）

直通 ☎0254 - 75 - 8937

各支所 地域振興課 地域福祉室

山北地区 ☎0254 - 77 - 3113

神林地区 ☎0254 - 66 - 6113

朝日地区 ☎0254 - 72 - 6887

荒川地区 ☎0254 - 62 - 3104

『発見した人には通報する義務があります』

（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第7条）

高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている

→市町村に通報しなければならない [義務]

上記のように「生命、身体に重大な危険が生じている」段階にはいたらないが、高齢者虐待を発見した

→市町村に通報するよう努力しなければならない [努力義務]

早期発見への近道

必ずしも虐待行為を裏づける具体的な証拠がなくても、「虐待と思われる」場合も通報の対象範囲に含まれます。

また、虐待をしている人や虐待を受けている高齢者が、「虐待をしている・受けている」という認識がないケースもありますが、こうした場合も当事者の自覚の有無に関わらず、客観的にみて権利侵害が行われている場合には、その行為は「虐待」とみなされます。

高齢者虐待とおぼしきサインを見つけた場合には、まず相談して下さい。

通報（相談）したことを知られたくないのですが・・・

通報（相談）や届け出を受けた市町村や地域包括支援センターの職員には、職務上知り得た通報者等を特定する情報を漏らしてはならない、という守秘義務が課せられています。（第8条、第17条第2項）

状況判断と対応方針

【ポイント】

- 通報（相談）後、緊急性の判断はコアメンバーで行う。
- 虐待事実の確認、本人の意思確認は複数のスタッフで行う。
- 状況によって、関係者が虐待の疑いを抱いていることを虐待者本人に気づかれないようにすることが必要。
- 地域包括支援センターでは、必要に応じて虐待対応ケア会議（事例分析）を開催する。
- 判断能力が不十分な人については、成年後見制度等の活用を考える。

気づきから通報・相談につながったケースについては、「緊急性の判断」「事実確認」の2点について迅速な対応が必要になります。この対応は、市と地域包括支援センターが行います。

1 状況判断

（1）緊急性の判断

コアメンバーにより、高齢者の生命や身体に危険はないか、直ちに対応の緊急性について判断します。また、高齢者の安全確認方法の検討、関連機関等への確認事項の整理を行います。

< コアメンバー >

[本庁及び各支所] 村上市地域包括支援センター職員・担当部局管理職

この時点で緊急性が高いと思われる場合

高齢者の生命や身体に関わる危険が大きいと判断した場合、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

具体的には、老人福祉法の規定による短期入所生活介護の措置、同じく老人福祉法の規定による特別養護老人ホームへの入所措置、入院などが考えられます。

措置が必要と判断した場合、高齢者への訪問、措置の段取り、関連機関からの情報収集、他機関との調整などの役割を分担し、対応します。

まずは高齢者の安全の確認、保護を優先します。養護者等から事情を聴取し、措置入所や入院等の措置に関して説明を行います。

緊急性が高くないと判断できる場合や情報が不足する場合には、その後の調査（事実確認）方針や担当者を決定します。

[緊急性が高いと判断できる状況]

生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

本人や家族の人格や精神状況に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
- ・虐待者の人格や生活態度の偏り、社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

高齢者本人が保護を求めている

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている

(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

(2) 事実確認

虐待かどうかの事実確認に当たっては、特にその行為・状態が反復・継続していることがひとつの目安と考えられます。また、自分の価値観だけで判断することなく、必ず複数のスタッフ（複数職種）で見て聞いて判断し、相談援助を行っていく必要があります。

【関連機関等からの情報収集】

市内の他部局、ケアマネジャーや介護サービス事業所、民生委員などからの情報をもとに、高齢者や養護者、家族等の全体的な状況を客観的に把握します。

< 庁内関係部署 >

- ・福祉課（社会福祉事務所）
 - 援護担当→生活保護受給の有無、それに伴う各種情報
 - 障害担当→障害者手帳の有無、障害者サービス利用状況等
- ・保健医療課→保健師との関わりの有無等
- ・介護高齢課→介護認定状況、サービス利用状況等
- ・市民課→戸籍謄本、住民票等

< その他関係機関 >

- ・民生委員→家族関係、生活状況、生活歴等
- ・ケアマネジャー→サービス利用状況、虐待の兆候、家族関係の情報等
- ・介護サービス事業所→サービス利用状況、虐待の兆候、家族関係の情報等
- ・医療機関→虐待の兆候、家族関係等
- ・警察

【訪問調査による高齢者、養護者等の状況把握】

事実確認するために、できるだけ訪問して状況を把握します。客観性を高めるため、複数のスタッフで訪問するようにします。その際、虐待者本人に関係者が虐待の疑いを抱いていることを気付かれないようにすることも必要です。

虐待の事例がある家庭では、事実を語らず口を閉ざしていることが多くあり、周辺の話（介護の話など）から始め、高齢者や家族の話に注意深く耳を傾けることが大切です。

[訪問して何を見てくるのか？]

安否の確認

- ・リスクアセスメントシートの使用
「救急対応が必要か?」「脱水症状、低栄養、低血糖の状態があるか?」
「人格や精神状態の歪みが生じているか?」「保護の訴えがあるか?」
見た目だけではなく反応を見る。会話をすることが大切です。

虐待の様子

- ・虐待の種類
「どのような虐待か?」「習慣性や程度は?」
- ・発生状況
「始まった時期」「きっかけ」「頻度」「発生しやすい時間帯」

訴え

- ・主観的事実と意思・意向の確認
「本人と虐待者は虐待の事実をどうとらえているか?」
「本人と虐待者はどのように生活したいと望んでいるのか?」

ただし、本人、虐待者の「虐待への自覚」や「意思」は虐待の事実があるかないかという判断には関係しないことに注意。

本人が認知症などで意思確認が困難な場合であっても、行動や表情で本人の気持ちの確認に努めるとともに、他に協力してくれる親族、後見人等に意思を確認します。

安否確認ができない状態等が続く場合は、「立入調査」を検討します。

(3) 立入調査

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときには、市町村長は、担当部局の職員や直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができます。(第11条)

この場合、立入調査を行えるのは、市町村職員の他は直営の地域包括支援センター職員に限られます。

また、市町村長は職務の執行に際し、高齢者の生命又は身体の安全確保に万全を期す等必要な場合は、管轄する警察署長に援助を求めることができます。(第12条) 国では、立入調査が必要と判断される状況の例として次のように示しています。

[立入調査が必要と判断される状況の例]

- ・高齢者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ・高齢者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ・何らかの団体や組織、あるいは個人が、高齢者の福祉に反するような状況下で高齢者を生活させたり、管理していると判断される時。
- ・過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に高齢者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ・高齢者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ・入院や医療的な措置が必要な高齢者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ・入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や高齢者の安全が懸念されるようなとき。
- ・養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる高齢者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- ・家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、高齢者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ・その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、高齢者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や高齢者の保護が困難であるとき。

(参考)「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応について」(厚生労働省)

立入調査の制約について

養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文はなく、これができるとは解されていません。

立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではないため、あらかじめ立入調査を執行するための準備(例えば管理人に合鍵を借りる、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等)を綿密に行うことが必要です。

2 対応方針

(1) 虐待対応ケア会議の開催

客観的な状況判断に基づいて対応方針を決定しますが、ここでも複数のスタッフが関与することとし、地域包括支援センターは必要に応じて関係者（メンバー）を招集し、虐待対応ケア会議（事例分析）を開催します。

[虐待対応ケア会議で協議・確認すべき事項]

「どういったメンバーで関わっていくのか」メンバーの確認
事例についてのアセスメント情報の共有
支援方針の協議・決定と共有
メンバー間の役割分担や協働のルールの確認
・いつ ・誰が ・どのような事項について
・どのような方法で確認し ・誰に連絡するのか
モニタリングの視点及び再アセスメントの見極めポイントなど
についての協議・確認

プライバシーの扱いは・・・？

個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）では、市町村等が本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないことが義務づけられています。ただし、例外として「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」が定められており、虐待対応ケア会議等がこの例に該当すると考えられます。

(2) 関係機関・関係者による支援の実施

【虐待発生の危険性もしくは兆候がある】

【虐待が発生しているが、既存の枠組みでの対応が可能】

継続的な見守りと予防的な支援

地域包括支援センター職員等による定期的な訪問により、高齢者と養護者等の状況を確認しながら相談に応じます。また、本人の心身の安定や養護者の介護負担の軽減が図られるよう、適切なサービス利用を促します。地域の方々の暖かい見守りや協力も欠かせません。

介護保険サービスの活用

高齢者本人が適切な介護を受けられるようにするとともに、通所介護（デイサービス）やショートステイなどにより、養護者が休息、介護から解放される時間を持てるようにサービス利用を検討します。すでにサービス利用をしている場合でも、養護者の支援等を念頭にケアプランを見直します。

介護技術等の情報提供

養護者の負担感を増大させやすい認知症介護や重度の要介護状態の介護について、正しい知識に基づく対応方法や介護技術を伝え、適切な助言を行います。

専門的な支援

高齢者に認知症やうつ傾向、閉じこもり、その他の心身の不調が見られる場合には専門医療機関の受診につながるよう支援し、医療的な課題を明確に把握したうえで援助のあり方を検討します。養護者等に障がいや医療的課題がありながら十分な支援や治療を受けていなかったり、経済的に困窮している場合には、それぞれ関係専門機関との連携により、適切な支援が行われるようにします。

【積極的な介入の必要性が高い場合】

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予想される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者の安全確保を最優先し、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

医療機関への一時入院

介護保険利用によるショートステイ・施設入所

やむを得ない事由による措置

(短期入所生活介護の利用、特別養護老人ホームへの入所等)

養護老人ホームへの短期宿泊・措置入所

(3) 「やむを得ない事由による措置」の取り扱い

保護・分離のひとつとして、老人福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があります。

やむを得ない事由による措置とは、虐待等の理由により契約によって必要な介護サービスの提供を受けることが著しく困難な65歳以上の高齢者について、市町村長が職権をもって介護保険サービスの利用に結びつけるものです。

やむを得ない事由による措置のサービス種類(主なもの)

- | | | |
|--------------|-------|---------------|
| ・訪問介護 | ・通所介護 | ・短期入所生活介護 |
| ・小規模多機能型居宅介護 | | ・認知症対応型共同生活介護 |
| ・特別養護老人ホーム | | |

「やむを得ない事由」としては、本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がいない場合等が想定されています。

特別養護老人ホームや短期入所生活介護事業所が、虐待を理由として入所を受け入れることにより定員を超過する場合には、それが措置による入所であるかどうかを問わず、介護報酬において減算の適用除外を受けることが可能です。

「やむを得ない事由による措置」に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用することが求められています。

- ・やむを得ない事由による措置は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。
- ・高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。
- ・高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定ができない場合でも、やむを得ない事由による措置を行うことは可能である。

全国介護保険担当課長会議資料（平成 15 年 9 月 8 日開催）より

【やむを得ない事由による措置と契約によるサービス利用との違い】

項目	やむを得ない事由による措置	契約によるサービス利用
要介護（要支援）認定	・介護保険の認定を受けていない場合、地域包括支援センター等の協力により要介護認定の申請を至急行う。	・本人、家族等が要介護認定を申請
サービス提供	・市の委託に基づき、事業者が利用者に対してサービス提供を行う。	・利用者と事業者との契約に基づくサービス
費用負担	・介護保険を利用した措置の場合、9割（8割）が保険給付、自己負担相当分の1割（2割）+食費・居住費を市が措置費として支弁し、本人等の負担能力に応じて市が費用徴収する。 ・介護保険を利用できない場合の措置については、市が一旦全額措置費として支弁した後、本人等の負担能力に応じて徴収する。	・介護保険給付が9割（8割）、利用者負担が1割（2割）

（４）面会の制限

老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置（特別養護老人ホームへの入所）」が採られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待を行った養護者と高齢者の面会を制限できることになっています。（第13条）

虐待を行っていた養護者から面会の申し出があった場合は、高齢者本人の意思を確認するとともに、客観的に面会できる状態が見極め、虐待対応ケア会議等で面会の可否に関する判断を行っておき、高齢者の安全を最優先することが重要です。施設単独の判断は避け、あくまでも措置権者である市と協議するなど、常に連携が必要であり、施設内の対応も職員に統一、徹底しておく必要があります。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなどの対応が必要になります。

(5) 成年後見制度等の活用 (詳しくは P 38 を参照)

成年後見制度は、認知症などで判断能力が不十分な方を保護するための制度です。「法定後見制度」では、家庭裁判所に選任された後見人等に本人に代わって法律行為を行ったり、本人が行った不利益な行為を取り消したりする権限が与えられます。

後見人等は「財産管理」のほかに「身上監護」(必要な介護の手配などを行うこと) を行う義務があるので、認知症の症状がある高齢者が経済的虐待をはじめ、身体的虐待やネグレクトの対象になっている場合でも、その権利を擁護する効果が期待できます。また認知症高齢者に対する虐待を未然に防ぐためにも利用されます。

その他の高齢者の権利擁護の仕組みとして、社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を行っています。認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方のために、介護福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービス、相談援助活動等を行っています。

(6) 高齢者権利擁護相談支援事業

高齢者権利擁護相談支援事業とは、新潟県弁護士会と新潟県社会福祉士会による「高齢者虐待対応専門職チーム」が、市町村や地域包括支援センターが行う高齢者虐待等の権利擁護業務を支援するものです。

処遇困難事例に対して、虐待対応ケア会議等に参加しての助言指導や、必要に応じて事実確認のための訪問調査同行を依頼することができます。

支援の展開

【ポイント】

- 支援にあたっては、家族関係をできるだけ断ち切らないように配慮すること。
- 家族が虐待者である場合でも、一方的に非難しない。
- 支援者側の価値観のみで安易に物事を判断せず、家族・介護者の声に耳を傾ける。
- 精神疾患のある家族の場合は、適切な医療機関につなげる。
- 早い段階から他機関と連携し、情報の共有を図る。

1 支援に当たっての留意点

制度理解の促進と介護負担軽減などの重視

第三者が家庭に入ることをごまかさない人や、経済的な事情で介護保険を利用していない人については、「介護の社会化」の意味や制度の利用方法、地域の社会資源に関する情報を正しく伝えます。

虐待は介護者の知識不足や人間関係の破綻、心理的、肉体的、経済的に追いつめられ、疲労する中で起きるケースが多くなっています。介護にあたる人の心理的、肉体的負担を軽減するため、介護保険や経済的支援の仕組みを知らせ、利用を働きかけます。

家族・環境に対する理解を深める

家族関係については、在宅生活が継続している点を重視し、虐待が起こった背景についての理解に努め、家族と接します。家族の悩みを聴いたり、家族間の人間関係の調整について配慮した関わりや働きかけを行い、それでも家族関係が悪化した場合は、両者の引き離しを検討します。

家族関係を断ち切らない

高齢者虐待の場合、本人は虐待を受けても、親族との関係を断ち切ってしまうことに躊躇を感じることは少なくありません。長期間の家族関係の中で培われた特別な思いがあり、単に関係を断ち切るのみでは問題が解決しない場合もあることから、施設入所などの分離は慎重に行う必要があります。

在宅福祉サービスをできるだけ利用することで、介護者の負担を軽減しながら在宅生活の継続ができるよう支援していきます。

施設入所後のフォロー

施設入所により、虐待は停止すると思われがちですが、親族が施設に「本人を引き取りたい」と執拗に迫ったり、本人の年金を押さえてしまったりといった、虐待の状態が続くこともあります。また、本人の家への思いが断ち切れない場合、「家に帰りたい」「家へ電話をしたい」などの訴えもあります。そのため施設と地域包括支援センターの継続的な連携が必要です。

情報の共有

問題を担当者一人で抱え込まないように、組織的に対応するのが望ましいと言えます。得た情報は、虐待対応ケア会議などを通じて関係者で共有し、共通の方針のもと役割分担を決めて取り組んでいくことが大切です。そして支援が進行していく中で、定期的に情報を集約していきます。

専門機関との連携

本人や家族が治療を必要とする疾患を抱えている場合は、医療・保健機関との連携が必要です。専門家のアドバイスを受けることによって、的確な対応ができます。

2 被虐待高齢者への支援

(1) 安全な環境の確保

高齢者虐待への対応としてまず優先されることは、被虐待高齢者自身の安全確保です。安全とは、身体・生命のみならず、精神面・経済面での安全をも含みます。

「虐待を受ける」ということは、こういった「安全」が得られない状況ということであり、支援者は、何よりもこの視点に立って支援の方向性を考えていかなければなりません。

「安全な環境の確保」としては、虐待者との分離が考えられます。

分離は、被虐待者をショートステイや入院といった形で自宅以外の場所へ保護する場合や、犯罪性が高い時に一時的に虐待者を拘束し、その間に被虐待者の安全確保を図る場合があります。どちらにしても、この場合の「安全」は短期的なものであり、支援者はこの期間に、長期的な「安全」が図られるよう、環境を整えていくことが重要になります。

(2) 必要な介護や医療の提供

身体・生命の安全確保といった観点から、「必要な介護や医療」が受けられるように援助していくことはとても大切です。

数種類の虐待が重複して行われ、問題が複雑化すればするほど、介入は困難になっていきます。このような場合、支援者は単独で関わろうとせず、様々な関係者と共に多角的に支援していく必要があります。

必要に応じて関係者で虐待対応ケア会議（事例分析）を開催し、誰が、どこへ、どうアプローチすることが効果的なのかを話し合い、役割分担等を行います。

介護や医療の必要性については、医師からの助言が大きな影響力となる場合があります。また経済的な問題が絡んでいるケースには、権利擁護団体や法律関係者の専門的支援が必要になる場合があります。

最終的な手段として、行政によるやむを得ない事由による措置等によって、介護や医療を確保する場合も考えられます。

(3) 自立（自己選択・自己決定）に向けての支援

被虐待高齢者の自立のための支援は、長期的な支援として考えられます。身体面の回復はもちろん、精神・心理的な回復が、自立に向けての支援では重要になります。

被虐待高齢者については、虐待を受け続けることで次第に無気力になり、自己放任（セルフネグレクト）の状態になっている場合や、日常生活を家族に依存しているために自ら訴えることができない、また虐待者をかばうといった場合があります。

自立に向けた支援では、支援者と被虐待高齢者との信頼関係の構築が欠かせません。そのためには、被虐待高齢者の思いに共感し、その人のあるがままを受け入れて認めること（共感と受容）が大切です。

支援者は、被虐待高齢者の感情を受容し、理解や共感を自分の言葉や態度で伝える一方、自分の感情をコントロールしなければなりません。自分自身の価値観に照らし合わせて相手の思いや感情を受け取ると、つい相手や相手がかばおうとしているものに対して否定的な言動を取ってしまい、本当に意図する思いやニーズにたどり着くことが困難になる場合があります。

ここでは「～と感じているのですね」「そういったことがあるのですね」と相手の表現を要約して言い換えたり、繰り返したりすることで、相手も自分の考えや感情を整理することができます。

支援者から指示的・否定的な態度ではない、受容的・肯定的なメッセージを受け取ることが、信頼関係の形成につながっていくのです。

3 家族（介護者、虐待者を含む）への支援

（1）家族からの意見・要望（世田谷モデルを活用）

意見	状況・説明
支援者（行政・サービス提供事業者等）の価値観のみで安易に物事を判断しないでほしい。	25年間に渡って両親の介護に携わっていた方で、介護のために子供の入学式などに一度も出席することができなかった。最後の子供の大学卒業式に付き添うため、当日の介護を役所に相談したところ、「大学の卒業式に出るの？」と言われ、ショックだった。 事情が分からずに発してしまう言葉が、家族の気持ちを傷つけることもあるのだということを理解してほしい。
介護者は十分にやっているということを認めてほしい。	介護者は、将来への不安やひとり残されることへの不安などを抱えている。介護疲労の軽減にあたっては、「介護者は十分に介護をやっている、大変ですね」ということを言ってほしい。 介護者は24時間介護のことを考えているが、事業者はほんの数時間、生活の一部しか見ていないということも認識してほしい。
「選ぶ」ことができる援助をしてほしい。	いま介護が必要という時に、事業者リストを見せられ、「ここからどうぞ」というのでは、サービスの利用もあきらめてしまう。 選べるよう親切に相談に乗ってほしい。
援助者は必要な情報を持っていてほしい。	入院・入所などの施設は家族が探さなければならないが、そういうサポートを専門職に期待し、家族は「この人に相談すれば問題解決ができる」といったものを求めている。 情報と紹介内容の違いもあるが、必要な情報があれば方向性が見えるので、きちんと提供してほしい。
介護にあたる苦勞を話したい。	介護の苦勞話をしたいが、友人などには話せなかった。 家族会で話を吐き出すことにより、気が楽になった。それに伴い要介護者の状況も良くなった。

(2) 信頼関係の確立

被虐待者本人と同様、その家族との信頼関係の構築は、支援を行う上でとても大切なことです。

家族が虐待者であったとしても、非難をするような否定的な態度は禁物です。虐待という不健康な状態は、その人自身、何らかの苦しみを抱えているということです。虐待者が介護者である場合は、「夜も十分に寝られなかったでしょう」などと声をかけ、その人の介護努力を労いましょう。

(3) 「傾聴」する

家族が行う介護が、たとえ専門職の立場から見て非合理的な介護であったり、不適切なケアであったりしても、一方的に介護方法を批判、否定しないように注意する必要があります。

支援者として介護知識を正確に伝えることも必要ですが、まずは「傾聴」に心がけます。家族の愚痴や嘆きに耳を傾け、苦しみや気持ちに理解を示し、一緒に問題を整理するという姿勢が大切です。

決定するのは本人・家族であることを忘れず、よき相談相手になることが理想です。

(4) 介護負担・介護ストレスの軽減

家族の健康状態の把握

家族の過剰な介護負担、そこから生じるストレスと高齢者虐待は深く関係しています。家族の健康面(持病や睡眠状況等)を含めた生活状況と介護力を把握していくことが大切です。

<観察のポイント>

- ・何となく生気のない、憔悴しきった顔つきをしている
- ・不安、気分が重い、これからどうしようなどの発言
- ・寝られない、身体が重い、疲れる、食欲がないなどの身体的訴え

家族の休息(レスパイトケア)の提供

休息するためには、一時的に高齢者から離れることが有効です。(デイサービス、ショートステイなどの活用)

「認知症カフェ」等への参加

介護者は外出が制限され、社会から孤立状態になりがちです。認知症カフェや介護者を対象にしたつどい等の事業に参加し、自分と同じような介護体験をしてきた他参加者と交流することが、ストレスの軽減につながります。

介護方法や認知症についての情報提供

介護方法や認知症についての正確な知識を身につけてもらえるよう助言していきます。

(5) 家族関係の回復

被虐待高齢者とその家族の関係は、家族間の長年に渡る歴史や背景があり、調整が困難で時間を要する場合があります。

支援者は高齢者虐待が発生する要因と背景を理解した上で、家族ごとの事情と現在の状況等を正確に把握し、慎重に対応します。

中立的な立場を保つよう配慮し、信頼関係を作ることから始めます。支援者の価値観や尺度で物事を計るのではなく、高齢者やその家族の意思や選択を尊重し、職務上の守秘義務は勿論のこと、約束や秘密を守り、誠実な対応をします。

(6) 精神疾患のある家族の場合

アルコール依存症や暴力への依存傾向がある、精神障がいが見られるなど虐待者自身が問題を抱えている場合、本人が自覚して自ら専門機関を受診するのが理想ですが、迷っている場合は、医療や心理的ケアの情報提供を行い、本人の意思を尊重しながら、治療やケアの提供に結びつけることが大切です。

しかし、病識がない場合や社会不適応な行動を取るなど、本人の意思に任せていると危険であると予測される場合は、保健部門を交えてケア会議を開催します。

虐待者の暴力が配偶者や子ども、児童に及んでいる場合は、社会福祉事務所や児童相談所につなぐことも考えられます。

(7) 生活（経済や環境等）の安定を図る

一般的に虐待は不況でも増えると言われています。失業者が増加し、貧困とともに不安やストレスも社会に蔓延し、高齢者が搾取の対象となるからです。介護者が経済的に困窮している場合は、生活保護等の相談で社会福祉事務所につなぐといったことも考えられます。

4 面接について

面接は、一般的にいう相談にあたります。そして面接とは支援者の一方的な情報提供や説得などの場ではなく、支援者と相手（高齢者や家族）の相互コミュニケーションの場だと言えます。ここでは、虐待に関する面接時に気をつけるポイントや支援者からの声かけ例を挙げています。

[面接時のポイント]

- ・安心して話せる雰囲気をつくる。
- ・本人、家族があくまでも主体であることをしっかりと伝える。
- ・本人、家族が困っていることの解決に向けて支援を行うことを伝える。
- ・本人、家族の話を傾聴し、共感していく中で信頼関係を築いていく。
- ・適切な情報を適宜提供していく。
- ・支援者一人の能力だけでは限界があるので、地域包括支援センター等に相談し、必要な情報収集に努める。
- ・「相談してくれてよかった」「いつでも相談してください」と継続的な相談につながるような声かけを行う。

(1) 虐待が疑われる段階での面接

本人、家族と一緒に面接を行い、それぞれの関係性について探ります。どちらかが話しにくそうな場合は別々に話を聞き、面接の内容を確認しながら言いにくいことをそれぞれから聞きます。面接の際には、言葉だけでなく、表情やしぐさなど何気ない様子についても注意を払い、それぞれの困っていることや虐待の事実の確認に努めます。

< 声かけ例 >

- 「プライバシーは守りますので、安心して何でもお話しください。」
- 「生活の中でお困りのことはないですか？」
- 「現在、ご利用のサービスに満足されていますか？何か改善が必要なのところはないですか？」
- 「(本人に) ご家族の対応に満足されていますか？」
- 「今後の生活は、どのようにしていきたいとお考えですか？」
- 「施設入所をお考えですか？」
- 「介護にあたって、月にいくら位までご負担できますか？」
- 「ご本人・ご家族にはどのような気持ちをお持ちですか？(例えば、もうちょっとしてほしい・・・ということはありませんか?)」
- 「ご本人・ご家族はどのようなお人柄でしょうか？」
- 「他にどなたか、相談できる親族の方はいらっしゃいますか？」
- 「ご本人とご家族との今までの関係はどうでしたか？」
- 「(家族に) 夜はお休みになられていますか？」
- 「(家族に) 身体が疲れていたり、どこかお悪いところはありませんか？」
- 「(家族に) 介護する上で何かお困りのことはないですか？」

(2) 虐待が明らかになった段階での面接

本人、家族とは別々に面接を行い、それぞれの気持ちの確認に努め、決して一人で悩まないことを伝えます。

< 声かけ例 >

「最近、ご本人・ご家族との関係はいかがですか？」

「(本人に) つらいことはありませんか？」

「(本人に) ショートステイを利用し、しばらく離れてゆっくり考えてみませんか？」

「(家族に) 最近、お体の調子はいかがですか？」

「(家族に) 夜はゆっくりとお休みになられていますか？」

「(家族に) ショートステイを利用しながら、一時的にご本人と離れてみませんか？」

「これから先、どのようにしていきたいですか？」

「相談できる他のご家族はいらっしゃいますか？」

「施設への入所をお考えですか？」

「市役所ではプライバシーを守って、どうしたらいいかを一緒に考えてくれますので、このことを市役所にもお話してよろしいでしょうか？」

「困ったときは、 へ連絡してくださいね。」

「一人で悩まないでくださいね。」

役割とネットワーク

1 地域における関係機関に期待される役割

高齢者虐待は複雑な問題をかかえている家庭で起きやすいことから、一つの機関で対応できないことが多く、地域の各関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。

関係者・機関が連携する上で最も大切なことは、それぞれの役割を明確にし、「何ができるのか」「何を期待されているのか」という認識を共有することです。

以下は、それぞれの機関についての役割や期待するものについてまとめています。

市

- ・ 通報や届出に基づき、高齢者の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施
- ・ 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められる場合の立入調査
- ・ 立入調査の際に、必要に応じて警察署長に対する援助要請
- ・ 老人福祉法に基づく職権での施設入所や在宅サービスを提供する措置
- ・ 市長申立てによる成年後見制度の申請手続き
- ・ 養介護施設従事者等による虐待についての調査及び県への報告

地域包括支援センター

- ・ 高齢者虐待に関する相談窓口、通報・届出の受理窓口
- ・ 通報等による高齢者の安全確認及び事実確認
- ・ 市による立入調査に同行
- ・ ケアマネジャーやサービス提供事業者等から、虐待への対応について相談があった場合の助言や支援
- ・ 高齢者虐待の防止、早期発見のため関係機関とのネットワークの構築
- ・ 虐待対応ケア会議等により支援策を検討
- ・ 高齢者の権利擁護に関する地域住民への広報、啓発普及活動

地域住民（自治会・民生委員・人権擁護委員等）

- ・ 地域における身近な情報のキャッチや通報（相談）、見守りや声かけ

居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）

- ・ 利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス提供事業者からの報告等による、虐待状況の把握
- ・ 虐待（と思われる）ケースを発見した場合は、サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センターに通報（相談）
- ・ 在宅サービスの調整（ケアマネジメント）による高齢者や家族への支援

介護サービス事業所

- ・サービスの提供の中で、高齢者の状況を観察
- ・虐待と疑われる状況があれば速やかにケアマネジャーに報告、生命に危険があるような場合は、地域包括支援センターに通報

社会福祉協議会

- ・日常生活自立支援事業による高齢者の支援
- ・介護サービスの提供や紹介
- ・地域の福祉に係る相談等を通じて、虐待の疑いがある場合は通報（相談）

医療機関

- ・診療を通して高齢者の不審な怪我やあざの把握
- ・診察時に虐待の疑いを感じたら、地域包括支援センターに連絡
- ・施設利用する際の診断書作成、入院の必要性の判断

法律機関（弁護士会・司法書士会等）

- ・民事上、刑事上の訴訟時等における法律相談、助言
- ・成年後見制度における第三者の成年後見人等

警察・消防

- ・地域の安全の見守り
- ・通報や搬送時に虐待と疑われるものがあれば、地域包括支援センターに連絡
- ・市による立入調査の際、状況に応じて調査に同行

2 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備しなければならないとされています。（第16条）

村上市では、地域包括支援センターが中心となった次の三つの機能からなる高齢者虐待防止ネットワークを組織し、相互の連携を図るために「村上市高齢者虐待防止ネットワーク会議」を開催しています。

（1）早期発見・見守りネットワーク

高齢者や養護者に対する日常的なかかわりを活かした『地域の目』の役割を果たします。身近な存在として相談を受けるなかで、「何か変だな」と感じる変化が見られれば、地域包括支援センターに伝えます。

またちょっとした声かけ、労いの言葉など、身近に見守り続けることが虐待の防止につながります。

[構成メンバー]

近隣住民、民生委員、自治会、人権擁護委員、老人クラブ、社会福祉協議会等

(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク

介護保険事業者等から構成され、発生した虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行います。

また、虐待の疑いや危険が疑われる場合の早期発見機能を担います。早期に適切な対応を取ることによって、問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

[構成メンバー]

居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、医療機関、保健所等

(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク

保健医療福祉分野の範囲を超える専門的な対応を必要とされる場合に協力を要請し、連携を図ります。

[構成メンバー]

警察、消防、保健所、精神科等を含む医療機関、弁護士、権利擁護団体
家庭裁判所等

これら三つの機能が役割を分担、連携して対応することによって高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

虐待対応の流れとネットワークのかかわり

(1) 気づき・発見 → ネットワークを通じて虐待を発見

(2) 通報・相談の受付

→ 発見者から情報提供してもらう

(3) 状況判断 (事実確認と情報収集)

→ ネットワークを通じて事実を明らかにしていく

(4) 虐待対応ケア会議の開催

→ ネットワークで情報や支援方針を共有する

(5) 支援の実施

→ ネットワークを駆使した支援を行っていく

(6) モニタリング

→ ネットワークを通じて情報収集

(7) 支援の終結

→ 日常を支える役割のネットワークへ、支援の中心をシフトする

高齢者虐待を予防するために

【ポイント】

- 誰にでも起こりうる問題としてとらえ、一般住民への意識啓発を高める。
- 虐待に結びつきやすい認知症を、正しく理解することが大切。
- 「ちょっと変だな」の時点での声かけ・相談が早期発見・早期支援につながる。

1 発生予防・早期発見のための取り組み

(1) 高齢者虐待に関する知識・理解の啓発

高齢者虐待は特定の人や家庭に起こる問題ではなく、どこの家でも起こりうる身近な問題として認識を持ってもらうことが第一歩です。市では、パンフレットの配布や様々な集まりでの普及啓発、市報への掲載等を行うことで、一般住民への普及啓発に努めます。

関係機関には、研修会等を開催することで虐待に対する意識を高めます。

(2) 認知症の正しい理解

認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、妄想、徘徊、介護拒否などの問題が生じたりすることがあるため、その介護負担の大きさは計り知れないものがあります。しかしながら、認知症の症状やその介護方法について正しい知識があれば、介護負担をかなり軽減することができます。

市では、広く認知症についての正しい理解を普及するための取り組みとして、認知症サポーター養成講座や認知症予防に関する講演会、物忘れ相談会を開催しています。また、認知症の介護などについて同じような悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、認知症に関心をお持ちの方も含めてゆっくり語らいながら交流を深めていく場として「認知症カフェ」を開催しています。

(3) 地域のか

「私がやらなくては」と頑張る人ほど介護の負担を1人で抱え込み、介護疲れから心ならずも虐待してしまうケースは少なくありません。高齢者の生活・介護などに関心を寄せてもらい、ちょっとした声かけをしてもらうことや変化に気づいてもらうことが、介護者にとって大きな支えになります。

養介護施設従事者等による虐待について

【ポイント】

- 養介護施設従事者等による虐待は直接介護に携わる職員とは限らない。
- 身体拘束は「緊急やむを得ない場合」に例外的に認められているが、全てのケースについて身体拘束を廃止していく姿勢が重要である。
- 管理職・職員の研修、個別ケアの推進、苦情処理体制の整備等で虐待防止に努める。

1 定義・事例

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉・介護サービス業務の従事者による高齢者虐待の防止についても規定があります。（第2条・第20～25条）

高齢者虐待防止法に規定されている施設等は次の通りです。

< 養介護施設 >

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む） 有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

< 養介護事業 >

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

< 養介護施設従事者等 >

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務従事者
直接介護に携わる職員とは限りません

施設における高齢者虐待の事例については、次のようなものがあげられます。

身体的虐待

- ・入所者が職員の指示に従わないとして、叩いたりつねったりする。
- ・無理に食事を口の中に押し込む。
- ・車イスなどへの移乗介助の際、乱暴に扱う。

心理的虐待

- ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ・言葉遣いや名前の呼び方で、子ども扱いをする。
- ・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどで利用者に恥をかかせる。
- ・排泄介助の際、「また出たの！」「臭いね！」と侮辱的なことを言う。

性的虐待

- ・排泄の失敗に際して、懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ・入浴の際、異性の裸体が見えるなど、プライバシーへの配慮をしない。

経済的虐待

- ・入所者から預かっている預貯金等を搾取する。
- ・入所者の私物を勝手に搾取したり、費消する。

介護・世話の放棄・放任

- ・適時におむつ交換など必要なケアを行わない。
- ・入所者の身体や居室を不潔のまま放置する。
- ・治療が必要にも関わらず、医療機関への受診を行わない。
- ・栄養面に配慮された食事を提供しない。

過激な虐待行為ではなくても、不適切なケアも時として「高齢者虐待」の範囲に含まれます。

- ・身体拘束（当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除く）
- ・食事に薬を混ぜて食べさせる。
- ・居室等の温度、湿度などに配慮をしない。
- ・薬の誤配をする。
- ・転落事故などへの安全対策をしない。
- ・不在者投票などの際、認知症などを理由に投票をさせない。 / 等

2 養介護施設従事者等による虐待への対応

(1) 通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者（施設職員や家族等）に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならないとの義務が課されています。（第21条）

(2) 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、以下のことが規定されています。

- ・刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと。（第21条第6項）
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（第21条第7項）

施設の職員等が、自分の働いている施設で起きた虐待を直接市町村に通報することは、非常に勇気のいることかもしれません。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

(3) 事実確認

通報等を受けた市の対応については、基本的には家庭内における虐待への対応と同様で、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。

市から県への報告は、市が行う事実確認により養介護施設従事者等による高齢者虐待が確認された事例に限るのが基本ですが、養介護施設等の協力が得られない場合、早期に県へ報告し、県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

(4) 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村または都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています。(第24条)

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた施設・事業所に対して指導を行い、改善指導に従わない場合は、勧告・命令・指定取消し処分等の権限を適切に行使します。

(5) 高齢者虐待の状況の公表

都道府県は毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を年次報告書等で公表します。この公表制度の趣旨は、都道府県における高齢者虐待の実態把握、虐待防止に向けた取り組みに反映させていくことにあります。高齢者虐待が行われた施設・事業所の制裁が目的ではないので、施設・事業所名は公表されません。

高齢者虐待等を行い、かつ改善指導に従わない等の悪質な事業者が介護保険事業所として指定取消処分を受けた場合には、介護保険法に基づき名称が公表されます。

[公表内容]

高齢者虐待の状況（被虐待者の状況、虐待の種類）
高齢者虐待に対して取った措置
その他の事項
・施設・事業所の種別類型
・虐待を行った養介護施設従事者等の職種

3 身体拘束の取扱いについて

ベッドや車イスなどに身体を縛りつける「身体拘束」は、介護保険施設の運営基準（厚生労働省令）において原則として禁止されています。身体拘束は、精神的苦痛とともに、関節の拘縮や筋力低下などを引き起こすなど身体的なダメージを与えるもので、高齢者虐待に当てはまります。

[身体拘束の具体例]

- ・徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イステーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する。
- ・脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件（すべて満たすことが必要）

- 【 切迫性 】利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- 【 非代替性 】身体拘束以外に介護方法がないこと
- 【 一時性 】身体拘束が一時的なものであること

また、緊急やむを得ない場合の拘束を行う時、以下の点について確認することが重要です。

「緊急やむを得ない状況」であるかについて、養介護施設等全体において十分な検討や議論が行われ、共通認識が得られているか。
拘束とされる対応以外の方法の有無について、十分かつ慎重な検討や議論が行われているか。
実施にあたって必要とされている記録は、その目的や意図を理解した上で作成されているか。
緊急やむを得ず実施する拘束は、あくまで一時的なものであると認識し、常に解除に向けた意識を持って対応しているか。

4 虐待防止に向けて

テレビや新聞等の報道で「養介護施設従事者等による高齢者虐待」を目にすることがありますが、明るみに出るような虐待は突然発生するものではなく、虐待が表面化する前の「不適切なケア」が存在するはずです。

下記の観点を踏まえた取り組みにより、将来の虐待の芽を摘むように努めていくことが大切です。

(1) 管理職・職員の研修、資質の向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、拘束を行わないケア技術や虐待に関する研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。

実際にケアにあたる職員のみでなく管理職も含めた施設・事業所が、一体となって取り組んでいくことが大切であり、管理者は職員が研修等に参加しやすくなるよう配慮していく必要があります。

(2) 個別ケアの推進

数多くの高齢者が生活する施設では、日々の業務をこなしていくために、流れ作業的なケアを行わざるを得ない状況もあります。こうした中で、身体拘束や心理的虐待と考えられる事例が発生しています。

このようなことが起きないようにするため、施設においては、高齢者の尊厳を尊重するという視点に立って、入所者一人ひとりが自分らしく生活できる環境を作っていくことが求められています。

(3) 情報公開（開かれた施設づくり）

養介護施設は、外部からの目が届きにくく、閉鎖的になりがちな面があります。ボランティアの受入れや地域との交流などで施設に新しい風を入れるとともに、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入を積極的に検討することが大切です。

(4) 苦情処理体制

高齢者虐待防止法では、養介護施設・養介護事業所に対してサービスを利用している高齢者やその家族からの苦情を処理する体制を整備することが規定されています。（第20条）

利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、苦情処理のための取り組みをより効果的なものとしていくことが大切です。

資料

関係機関一覧

成年後見等の権利擁護に関する相談

新潟県弁護士会 高齢者・障害者の財産管理・権利擁護支援センター（有料）		
025-222-5533	〒951-8126 新潟市中央区学校町通 1-1 新潟地方裁判所構内	予約受付 月～金 9：00～12：00 13：00～17：00 相談日時は、予約時に相談
権利擁護センター「ばあとなあ新潟」		
025-281-5502	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階 新潟県社会福祉士会内	月～金 9：00～17：00 面接は要予約
成年後見センター・リーガルサポート新潟県支部		
025-244-5141	〒950-0911 新潟市中央区笹口 1 丁目 11-15	面接相談の予約受付 第3水 13：30～16：00

家庭裁判所

新潟家庭裁判所 新発田支部	0254-24-0121	〒957-0053 新発田市中央町 4-3-27
新潟家庭裁判所 村上出張所	0254-53-2066	〒958-0837 村上市三之町 8-16

公証役場

新発田公証役場	0254-24-3101	〒957-0054 新発田市本町 1-3-5 第5 櫛内ビル 3階
---------	--------------	-----------------------------------

人権に関する相談

新潟地方法務局 村上支局	0254-53-2390	〒958-0835 村上市二之町 4-16
--------------	--------------	-----------------------

介護・福祉サービスに関する相談

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 （介護保険サービス提供事業者に関する苦情処理機関）		
025-285-3022	〒950-8560 新潟市中央区新光町 4-1 新潟県自治会館本館 3階	月～金 9：00～17：00
新潟県福祉サービス運営適正化委員会（福祉サービスに関する苦情処理機関）		
025-281-5609	〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階 新潟県社会福祉協議会内	月～金 9：00～12：00 13：00～16：00

日常生活に関する総合相談

新潟県高齢者総合相談センター（高齢者のくらし・法律・医療などの相談）		
025-285-4165	〒950-8575 新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階 新潟県社会福祉協議会内	一般相談 月～金 9:00～17:00 専門相談（種別により日時が異なる）は要予約
けいさつ相談室（家庭内暴力や非行等、不安を感じていることについて相談に応じる）		
025-283-9110 または 9110	〒950-8553 新潟市中央区新光町 4-1 新潟県警察本部 1階	月～金 8:30～17:15
新潟いのちの電話（心の悩みや心配ごとについて24時間相談に応じる）		
村上 0254-53-4343	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-3 新潟ユニゾンプラザ ハート館	毎日24時間体制で対応

近隣の認知症専門医療機関（初めての受診は事前に予約が必要）

村上ほまなす病院		
0254-53-2890	〒958-0024 村上市瀬波中町 12-18	月～金 受付 8:00～11:30 ----- <相談受付時間> 月～金 8:00～17:00
認知症疾患医療センター（黒川病院内）		
0254-47-2640 （専用電話）	〒959-2805 胎内市下館字大開 1522	月～金（初・再診） 受付 8:30～11:00 診察 9:00～12:00 ----- 認知症の疑いやそれに伴う様々な問題について、 医療相談を受け付けます。 <相談受付時間> 月～金 9:00～17:00

精神保健福祉相談（精神保健及び精神障がい者福祉について応じる）

新潟県精神保健福祉センター		
025-280-0113	〒950-0994 新潟市中央区上所 2-2-3 新潟ユニゾンプラザ ハート館	月～金 8:30～17:00 （来所、精神科医による相談は予約制）

県地域機関（保健所）

村上市地域振興局健康福祉部	0254-53-3151（代表）	〒958-0864 村上市肴町 10-15
---------------	------------------	-----------------------

警察

新潟県村上警察署	0254-52-0110	〒958-0852 村上市南町 2-3-18
----------	--------------	------------------------

高齢者の総合相談窓口

介護保険に関する相談窓口

村上市役所（本庁）介護高齢課 村上市地域包括支援センター	0254-53-2111（代表）	〒958-8501 村上市三之町 1-1
山北支所 地域振興課 地域福祉室	0254-77-3113（直通）	〒959-3993 村上市府屋 232
朝日支所 地域振興課 地域福祉室	0254-72-6887（直通）	〒958-0292 村上市岩沢 5611
神林支所 地域振興課 地域福祉室	0254-66-6113（直通）	〒959-3492 村上市岩船駅前 56
荒川支所 地域振興課 地域福祉室	0254-62-3104（直通）	〒959-3192 村上市山口 444

成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護サービスや施設入所のための契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。このような方々を法律的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、次のような種類があります。

<p>判断能力が不十分になってから →法定後見制度</p> <p>家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立てをします。</p> <p>本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。</p>
<p>判断能力が不十分になる前に →任意後見制度</p> <p>将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」が利用できます。</p>

1 法定後見制度の3種類

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力がなくなっている方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
同意権（ 1 ） 取消権（ 2 ）	日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為	法律上定められた重要な行為	家庭裁判所が定めた法律行為（本人の同意が必要）
代理権（ 3 ）	財産に関するすべての法律行為	家庭裁判所が定めた法律行為（本人の同意が必要）	家庭裁判所が定めた法律行為（本人の同意が必要）
制度を利用した場合の資格等の制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど	—

- 1 【同意権】 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限
- 2 【取消権】 後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取消（無効）にする権限
- 3 【代理権】 本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）になれる人

本人と共に、あるいは本人に代わって契約手続きや財産管理等を担います。申立ての際、候補者を選ぶことはできますが、本人の状況から最も適任な人を家庭裁判所が決定します。親族である場合と、弁護士や司法書士、社会福祉士等の第三者である場合があります。

2 申立ての手続きについて

(1) 申し立てる裁判所

本人の住んでいるところを管轄する家庭裁判所になります。村上市は新潟家庭裁判所新発田支部の管轄です。

(2) 申立てができる人

家庭裁判所に制度利用を申請できる人のことで、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られています。申立てをする親族がない場合は、市区町村長が申立てを行うことができます。

四親等内の親族とは

親、祖父母、子、孫、ひ孫
おじ、おば、いとこ

兄弟姉妹、甥、姪

配偶者の親、子、兄弟姉妹 など

(3) 申立てに必要な書類や費用

申立てに必要な書類や費用のうち、主なものは次の通りです。費用については、鑑定料を含め原則として申立人が負担します。

- 診断書と診断書付票 医療機関ごとの所定の金額
- 申立書
- 財産目録
- 本人の戸籍謄本
- 住民票（本人、後見人等候補者）
- 申立手数料（1件につき800円分の収入印紙） 保佐・補助の場合は追加あり
- 登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- 郵便切手 3,000円 保佐・補助は4,000円
- 鑑定費用（後見・保佐で必要な場合） 概ね5～10万円

詳しくは、家庭裁判所等に用意されている一覧表などでご確認下さい。

鑑定について

本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するため、医師による鑑定を行うことがあります。この場合鑑定料が必要になります。鑑定料の額は個々の事案によって異なります。

(4) 標準的な手続きの流れ

申立て準備

- ・新潟家庭裁判所新発田支部や村上出張所では、手続き相談を受付窓口で行っています。申立書類等の交付も受けられます。
- ・手引きや申立書はホームページでも入手できます。

申立て

- ・新潟家庭裁判所新発田支部の受付に提出します。必要書類を準備して申立てしてください。財産目録・収支一覧表も提出します。
- ・鑑定の手続きが必要な方からは、鑑定費用を後日予納してもらいます。

審理

- ・家庭裁判所の調査官が、本人や申立人、後見人等候補者から事情を伺います。また、本人の身近な親族に、成年後見人等の選任についての意見を照会することがあります。
- ・必要に応じ、家事審判官（裁判官）が事情をたずねること（審問）もあります。

審判（後見等の開始・後見人等の選任）

- ・家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任します。
- ・成年後見人等に支払う報酬は、本人の支払い能力に応じて家庭裁判所が決定します。
- ・書類がすべて整い、鑑定手続きや候補者の確認等が順調に進む標準的なケースであれば、申立てから3ヶ月程度で審判が出ます。
- ・審判は、不服申立てがなければ、成年後見人等が審判書を受領してから2週間後に確定します。

登記

- ・審判の内容は東京法務局に登記されます。
- ・成年後見人等であるという証明書が必要な場合は、新潟地方法務局の窓口で交付申請ができます。東京法務局に郵送で請求することもできます。

2 任意後見制度について

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

（１）任意後見契約とその費用

本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場に行き、公正証書で契約を交わします。任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者との話し合いによって結ばれた契約で決まります。

任意後見契約書作成には、次のような費用がかかります。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">■公正証書作成の基本手数料 11,000 円■登記嘱託手数料 1,400 円■法務局に納付する印紙代 2,600 円■その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など） |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

（２）任意後見契約の効力

本人の判断能力が不十分になったとき、家庭裁判所に「任意後見監督人選任」の申立てを行います。任意後見監督人とは、任意後見人の活動を確認して定期的に家庭裁判所に報告を行う「任意後見人を監督する人」のことです。家庭裁判所でこの任意後見監督人が選任されて初めて、任意後見契約の効力が発生することになります。

この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族などです。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日 法律第二百二十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「高齢者」とは、六十五歳以上の者をいう。

2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第五項第一号の施設の業務に従事する者及び同項第二号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。

3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

二 老人福祉法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業、同条第十四項に規定する地域密着型サービス事業、同条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービス事業、同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第十六項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

6 六十五歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。）については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

（国及び地方公共団体の責務等）

第三条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

（国民の責務）

第四条 国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

（高齢者虐待の早期発見等）

第五条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

（相談、指導及び助言）

第六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

第七条 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第八条 市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(居室の確保)

第十条 市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第一号若しくは第二号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第一百五十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警察署長に対する援助要請等)

第十二条 市町村長は、前条第一項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。

3 警察署長は、第一項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

(面会の制限)

第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

(養護者の支援)

第十四条 市町村は、第六条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

(専門的に従事する職員の確保)

第十五条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

(連携協力体制)

第十六条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第三項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

(事務の委託)

第十七条 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第六条の規定による相談、指導及び助言、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第十四条第一項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 第一項の規定により第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

(周知)

第十八条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は第九条第一項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

(都道府県の援助等)

第十九条 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第三章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

(養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

第二十条 養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第二十一条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

3 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

5 第十八条の規定は、第一項から第三項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。

6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報(虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。)をすることを妨げるものと解釈してはならない。

7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第二十二条 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

2 前項の規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第二十三条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

(通報等を受けた場合の措置)

第二十四条 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第二十二条第一項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

(公表)

第二十五条 都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第四章 雑則

(調査研究)

第二十六条 国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第二十七条 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第二十八条 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第二十九条 第十七条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 正当な理由がなく、第十一条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(検討)

2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則

(平成十八年三月三十一日 厚生労働省令第九十四号)
改正 平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二十二條の規定に基づき、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則を次のように定める。

（市町村からの報告）

第一条 市町村は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号。以下「法」という。）第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待（以下「虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該虐待に係る法第二條第五項第一号に規定する養介護施設又は同項第二号に規定する養介護事業の事業所（以下「養介護施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 一 養介護施設等の名称、所在地及び種別
- 二 虐待を受けた又は受けたとされる高齢者の性別、年齢及び要介護状態区分（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七條第一項に規定する要介護状態区分をいう。）又は要支援状態区分（同條第二項に規定する要支援状態区分をいう。）その他の心身の状況
- 三 虐待の種別、内容及び発生要因
- 四 虐待を行った養介護施設従事者等（法第二條第二項に規定する養介護施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- 五 市町村が行った対応
- 六 虐待が行われた養介護施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

（指定都市及び中核市の例外）

第二条 法第二十二條第二項の厚生労働省令で定める場合は、養介護施設等について法第二十一條第一項から第三項までの規定による通報又は同條第四項の規定による届出があった場合とする。

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十五條の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があった養介護施設等の種別
- 二 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年五月九日厚生労働省令第一一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

高 齢 者 虐 待 相 談 受 付 票

受付場所		担当者名	
受理年月日		平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
被虐待者	ふりがな氏名		
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日生 (歳) 男・女	
	住 所		
	介護認定	1 未申請 2 申請中 3 あり (非該当・要支援 []・要介護 [])	
養護者	ふりがな氏名		
	職 業	なし・あり ()	
	続柄・年齢	被虐待者との続柄 () 年齢 (歳)	
	住居状況	独立家屋・集合住宅 () 階	
虐待内容		誰 から： いつ から： 頻 度 は： どんなふうに：	
虐待の種類		身体的・心理的・性的・介護放棄・経済的・その他 (主 ・ 従)	
被虐待者の状況		A D L の 状 況： I A D L の 状 況：	
家庭の状況		家族内の協力者：なし・あり () 家族以外の協力者：なし・あり () 経済状況：楽である・やや楽である・普通・苦しい (苦しい理由：) 生活保護世帯・市民税非課税世帯・年金 () 収入 (円)	
情報源と養護者の理解		通告者は：実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した 通告者は：関係者 () から聞いた 養護者はこの通告を：承知・拒否・知らせていない	
相談者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・ケアマネジャー・介護サービス事業所・病院・保健所 民生委員・警察・その他 ()	
	通告意図	高齢者の保護・調査・相談	
	調査協力	調査協力 (諾・否) 当所からの連絡 (諾・否)	
相談者への対応		当所で実態把握する 他機関通報 () その他 ()	

高齡者虐待調査票

基本項目	作成者	所属	氏名	作成日	年	月	日		
	対象者	氏名	生年月日	M・T・S	年	月	日		
	身障手帳等	1 なし 2 あり (身障 級・精神 ・療育) 障害名							
	介護保険	1 なし 2 申請中	認定情報						
		3 あり	ケアマネジャー						
経済状況	1 楽 2 やや楽 3 普通 4 苦しい (理由) 生保・非課税・年金 () 収入 () 円 / 月								
日常生活動作	A D L 状 況	歩 行 :	1 自立 2 一部介助 3 全介助	I	掃除	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
		食 事 :	1 自立 2 一部介助 3 全介助	A	洗濯	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
		排 泄 :	1 自立 2 一部介助 3 全介助	D	買い物	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
		入 浴 :	1 自立 2 一部介助 3 全介助	L	調理	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
		着替え :	1 自立 2 一部介助 3 全介助	状 況	金銭管理	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
		整 容 :	1 自立 2 一部介助 3 全介助		服薬	: 1 可 2 一部不可 3 不可			
精神状況	性格	1 問題なし 2 問題あり ()							
	対人関係	1 協調的である 2 普通 3 拒否的である (具体的問題事例)							
	認知症	記憶障害	: 1 軽度 2 中度 3 重度	精 神	心気症状・不安・焦燥・抑うつ・興奮 幻覚・妄想・せん妄・その他 ()				
		失見当	: 1 軽度 2 中度 3 重度						
		睡眠障害	: 1 軽度 2 中度 3 重度						
	問題行動	攻撃的行動	: 1 軽度 2 中度 3 重度	不穏興奮	: 1 軽度 2 中度 3 重度				
自傷行為		: 1 軽度 2 中度 3 重度	不潔行為	: 1 軽度 2 中度 3 重度					
火の扱い		: 1 軽度 2 中度 3 重度	失禁	: 1 軽度 2 中度 3 重度					
徘徊		: 1 軽度 2 中度 3 重度	その他	()					
特記事項									
健康状況	現病歴・既往歴			かかりつけ医					
住居状況									
生活歴									
家族等の状況	構 成 図	女性	男性	高齡者	死亡	氏 名	続柄	年齢	職業

家族等の状況	親族	氏名	続柄	年齢	住所	TEL	職業
	< 家族関係 >						
	1 問題解決のための協力者： (続柄)						
	2 本人・家族に最も影響力のある人物： (続柄)						
	3 成年後見制度の後見人等候補者： (続柄)						
	< 特記事項 > 家族の意向など						
虐待等の状況	虐待の種類	A 身体的	B 心理的	C 性的	D 経済的	E 介護放棄	
	緊急性	1 本人が保護を強く求めている 2 生命に危険な状態 (重度のやけど・外傷・褥瘡・栄養失調・衰弱・脱水・肺炎等) 3 生命に危険な行為が行われている (頭部打撃・顔面打撃・首しめ・揺さぶり・戸外放置・溺れさせる等) 4 確認はできないが上記 (1.2.3) である可能性が高い 5 その他 ()					
	対象者の希望	1 在宅維持・家族との生活 2 家族からの一時的離脱 3 施設入所 4 その他					
	特記事項	本人の虐待に対する認識等					
		虐待者氏名	続柄	虐待内容	頻度	虐待自覚	虐待の要因
						有・無・不明	
						有・無・不明	
		虐待の内容	A 身体的虐待 外傷 (出血・骨折・やけど) 傷にならない暴力 (殴る・蹴る・叩く) 拘束 (縛り付け・閉じ込め) B 心理的虐待 無言・威圧・侮辱・脅迫 無視 嫌がらせ C 性的虐待 不必要な性器への接触 下半身を裸にして放置 D 経済的虐待 日常に必要な金銭を渡さない 年金・預貯金等の取り上げ 不動産、有価証券等の取り上げ E 介護・世話の放棄放任 入浴・排泄の介助の放棄による不衛生状態 水分食事摂取放任による身体的ダメージ 劣悪な住環境の中で生活させる 介護・医療サービスを受けさせない 介護者が家に戻らないことがある その他 ()				
		頻度	1 いつも・毎日 2 一週間に数回 3 一か月に数回 4 一か月に1回以下 5 不明				
		虐待の要因	高年齢者本人の認知症による言動の混乱 高年齢者本人の介護の困難さ・難しさ 高年齢者本人の性格や人格 高年齢者本人の過去 虐待者の身体障害 虐待者の知的障害・知的問題 虐待者のアルコール依存 虐待者の精神障害 (アルコール依存除く) 虐待者の上記以外の疾病 虐待者のギャンブル依存 虐待者の性格・人格 虐待者の介護疲れ・介護ストレス蓄積 虐待者の知識や情報不足 虐待者の外部サービス利用への抵抗感 高年齢者本人と虐待者との人間関係 家族・親族の無関心、無理解、非協力 経済的困窮 経済的利害関係 (財産・相続) その他 () 不明				

高齢者虐待リスクアセスメントシート

レ ッ ド	すでに重大な結果が生じているか？ 頭部外傷（血腫、骨折） 胸部外傷、意識混濁、重度の褥そう、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮
	被虐待者自身が保護を求めている
	被虐待者から「殺される」「 が怖い」「何も食べていない」などの訴えあり
	虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている
	虐待者が高齢者の保護を求めている
	「何をやるかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり
刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある	

から に がついた場合は「緊急保護の検討」

イ エ ロ ー	今後重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、不自然な内出血、やけど、刺し傷、きわめて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養・低血糖の疑い、その他（ ）
	繰り返されるおそれが高いか？ 習慣的な暴力、新旧の傷・あざ、入退院の繰り返し、その他（ ）
	虐待者の認識：虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避、その他（ ）
	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他（ ）
家庭内で虐待の連鎖が起きている	

から に がついた場合は「保護の検討」もしくは「集中的援助」

イ エ ロ ー	被虐待者に虐待につながるリスク要因はあるか？ 認知症程度： a b a b M 問題行動：徘徊、暴力行為、昼夜逆転、不穏、興奮、失禁、その他（ ） 寝たきり度：J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 性格の問題(偏り)：衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他（ ） 精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ）
	虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ 被虐待者への拒否的感情や態度 重い介護負担感 介護疲れ 認知症や介護に関する知識・技術不足 性格の問題(偏り)：衝動的、攻撃的、未熟性、支配的、依存的、その他（ ） 障害・疾患：知的障害、精神疾患（ ） 依存症（ ） その他（ ） 経済的問題：低所得、失業、借金、被虐待者への経済的依存、その他（ ）

～ に がついた場合は「集中的援助」もしくは「防止のための保護検討」

イ エ ロ ー	虐待につながる家庭状況があるか？
	長期にわたる虐待者・被虐待者間の不和の関係（ ）
	虐待者・被虐待者の共依存関係（ ）
	虐待者が暴力の被害者（ ）
	その他の家族・親族の無関心（ ）
住環境の悪さ：狭い、被虐待者の居室なし、非衛生的、その他（ ）	

に がついた場合は「継続的、総合的援助」

事実確認を継続/虐待の事実なし

参考文献・資料等

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局（平成 18 年 4 月）
- 「東京都高齢者虐待対応マニュアル—高齢者虐待防止に向けた体制構築のために—」
東京都（平成 18 年 3 月）
- 「高齢者虐待防止の手引き」 新潟県（平成 19 年 3 月）
- 「高齢者虐待対応支援マニュアル（改訂版）」 北海道（平成 18 年 10 月）
- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」 神奈川県（平成 18 年 3 月）
- 「高齢者虐待対応マニュアル（改訂版）—安心して暮らせる高齢社会をめざして—」
茨城県（平成 19 年 3 月）
- 「高齢者虐待防止（予防）マニュアル」 篠山市（平成 18 年 3 月）
- 「千歳市高齢者虐待防止マニュアル」 千歳市（平成 20 年 4 月）
- 「高齢者虐待防止・早期発見マニュアル」 広島市（平成 19 年 3 月）
- 「みんなで育てる介護保険 VOL.23」 特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク
- 「高齢者虐待を考える～養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集～」
認知症介護研究・研修仙台センター